

オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 人口減少、少子高齢化が加速する中、労働力を確保し、安定した県内産業の振興を図るため、産・学・官・金・労・言の各界が連携し、若者の県内定着・回帰の促進や県内企業の生産性向上などの取組みをオール山形で推進するため、「オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 若者の県内定着・回帰の促進及び人材確保対策に資すること。
- (2) 県内企業の生産性向上の取組みに資すること。
- (3) 県内4ブロック(村山・最上・置賜・庄内)における地域固有の課題解決に資すること。
- (4) その他、前条の目的達成のために必要なこと。

(会長)

第3条 会長は、山形県知事とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会の議長となり、本会を代表する。

(構成)

第4条 協議会は、別表記載の者(以下、「委員」という。)により構成する。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理の者を指定して出席させることができる。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の招集にあたり必要があると認めるときは、委員以外の有識者等の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 協議会のもとに、「若者定着・人材確保対策部会」、「生産性向上部会」、「地域部会」の3つの部会を設置する。

- 2 若者定着・人材確保対策部会は、若者の県内定着・回帰及び人材確保対策を促進するために設置し、商工労働部長を部会長とする。
- 3 生産性向上部会は、I o T、ロボット等の導入等による県内企業の生産性向上を促進するために設置し、商工労働部長を部会長とする。
- 4 地域部会は、県内4地域(村山・最上・置賜・庄内)における若者の県内定着・回帰に向け、地域の実情に応じた対策を検討するために設置し、各総合支庁長を部会長とする。
なお、地域部会の名称は、各総合支庁において、独自に設定することができる。
- 5 その他、各部会に必要な事項は、各部会長が別に定める。
- 6 会長は、第1条の達成のために、必要と認めるときは、部会を追加することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山形県商工労働部産業政策課において実施する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。